

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 1

訓 令

北海道訓令第3号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「知事室長」を「イノベーション推進監、知事室長、グローバル戦略推進監」に、「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監、森と海の未来づくり推進監」に改める。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第16項第8号から第10号まで及び第13号から第19号までの規定中「指定障害児事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同表の本庁水産林務部の分掌事項第6項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項中第9号を第44号とし、第8号を第43号とし、第7号の次に次の35号を加える。

- (8) 第41条第1項の規定に基づき、活用推進計画を定めること。
- (9) 第41条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、漁港施設の所有者の同意を得ること。
- (10) 第41条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係者の意見を聴くこと。
- (11) 第41条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、活用推進計画を公表し、及び農林水産大臣に送付すること。
- (12) 第43条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、実施

計画を認定すること。

- (13) 第43条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、実施計画の認定を申請した者の氏名等の公告、縦覧その他の必要な措置を講ずること。
- (14) 第43条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、実施計画の認定を受けた者の氏名等を公表し、及び漁港施設の所有者に通知すること。
- (15) 第43条第4項の規定に基づき、実施計画の変更を認定すること。
- (16) 第44条第1項の規定に基づき、漁港施設を認定計画実施者に貸し付けること。
- (17) 第45条第1項の規定に基づき、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (18) 第45条第2項の規定に基づき、実施計画の認定を取り消すこと。
- (19) 第45条第3項の規定に基づき、実施計画の認定の取消しをした旨を公表し、及び漁港施設の所有者に通知すること。
- (20) 第48条及び第52条第1項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を設定すること。
- (21) 第49条第1項の規定に基づき、活用推進計画に同項各号に掲げる事項を定めること。
- (22) 第49条第2項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の水域における水面を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得ること。
- (23) 第49条第3項の規定に基づき、活用推進計画に定める事項について同意すること。
- (24) 第49条第4項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会の意見を聴くこと。
- (25) 第55条第2項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転を許可すること。
- (26) 第55条第6項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の移転の許可を受けた者の氏名等を公表すること。
- (27) 第57条第3項の規定に基づき、漁港水面施設運営権の存続期間の更新をすること。
- (28) 第59条第1項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を取り消すこと。
- (29) 第59条第2項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずること。
- (30) 第59条第3項の規定に基づき、漁港水面施設運営権を取り消す旨を抵当権者に通知すること。
- (31) 第60条第2項の規定に基づき、漁港水面施設運営権者と協議すること。
- (32) 第60条第8項の規定に基づき、補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させること。
- (33) 第61条第1項の規定に基づき、漁港協力団体を指定すること。
- (34) 第61条第2項の規定に基づき、漁港協力団体の名称等を公示すること。
- (35) 第61条第4項の規定に基づき、漁港協力団体の名称等の変更を公示すること。
- (36) 第63条第1項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせる

こと。

- (37) 第63条第2項の規定に基づき、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- (38) 第63条第3項の規定に基づき、漁港協力団体の指定を取り消すこと。
- (39) 第63条第4項の規定に基づき、漁港協力団体の指定を取り消した旨を公示すること。
- (40) 第65条の規定に基づき、漁港協力団体からの協議を受けること。
- (41) 第66条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の意見を聴いて施設を指定すること。
- (42) 第66条第2項の規定に基づき、施設の指定をした旨を農林水産大臣に報告し、及び当該施設の所有者又は占有者に通知すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第12項第6号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第7号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項第8号中「第10条」を「第11条」に改め、同項第9号を削り、同項第10号中「第18条」を「第20条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第14号を削り、同項第13号中「第24条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 第28条第1項の規定に基づき、協議会を組織すること。
- (13) 第28条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する協議を行う旨を通知すること。

別表第4の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第12項第15号中「第3条第1項」を「第2条第1項」に改め、同項第16号中「第3条第2項」を「第2条第2項」に改める。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項（石狩振興局、日高振興局、檜山振興局及び根室振興局に限る。）第4項第5号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同項第20号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同事項第6項第1号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同項第2号から第4号まで及び第6号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同事項第7項第13号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同項第14号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同事項第12項第1号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同項第3号及び第5号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同事項第13項第2号及び第14項第2号中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同事項第19項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築主事が」を「建築主事又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）が」に改め、同項第7号、第8号及び第11号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同項第12号中「向上」を「一層の向上」

に改め、同項第18号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の保健所の事項第1項第9号中「第33条の4第1項」を「第33条の6第1項」に改め、同項第11号中「、第2項若しくは第4項の規定による入院」を「から第3項までの規定による入院若しくは同条第6項の規定による入院の期間の更新」に改め、同項第13号中「第22条の4第3項」を「第21条第3項」に、「又は第33条第1項、第2項若しくは第4項若しくは第33条の4第1項若しくは第2項」を「、医療保護入院者又は第33条第3項若しくは第33条の6第1項若しくは第2項」に改め、同項第14号中「第22条の4第1項」を「第21条第1項」に、「、第2項及び第4項並びに第33条の4第1項及び第2項」を「から第3項まで並びに第33条の6第1項及び第2項」に改め、同項中第20号を第23号とし、第16号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の3号を加える。

- (16) 第40条の5第1項の規定に基づき、第40条の2第1項の措置又は第40条の3第1項の規定による通報若しくは同条第2項の規定による届出に関し、精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは精神科病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神科病院に立ち入り、精神科病院に入院中の者を診察させること（札幌市以外の精神科病院に限る。）。)
- (17) 第40条の6第1項の規定に基づき、必要な措置が講じられていない又は精神科病院において業務従事者による障害者虐待が行われたと認められる精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は必要な措置を採ることを命ずること。
- (18) 第40条の6第3項の規定に基づき、精神科病院の管理者に対し、精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずること。

別表第5の24の事項第5号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同事項第20号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表の26の事項第1号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同事項第2号から第4号まで及び第6号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表の27の事項第13号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同事項第14号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表の32の事項第1号中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）」を加え、同事項第3号及び第5号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表の33の事項第2号及び34の事項第2号中「建築主事」の次に「又は建築副主事」を加え、同表の39の事項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築主事が」を「建築主事

又は建築副主事（以下この項において「建築主事等」という。）が」に改め、同事項第7号、第8号及び第11号中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同事項第12号中「向上」を「一層の向上」に改め、同事項第18号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第6の職員監、危機管理監、次世代社会戦略監、地域振興監、交通企画監、アイヌ政策監、感染症対策監、子ども応援社会推進監、観光振興監、食産業振興監、ゼロカーボン推進監、食の安全推進監及び建築企画監の決裁事項の項中「危機管理監」の次に「、イノベーション推進監、グローバル戦略推進監」を加え、「食の安全推進監」を「食の安全・みどりの農業推進監、森と海の未来づくり推進監」に改め、同表の原子力環境センター所長の決裁事項の項の次に次のように加える。

動物愛護センター 次長

所長の決裁事項

別表第6の女性相談援助センター所長の決裁事項の項中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。